

公益財団法人埼玉県消防協会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益財団法人埼玉県消防協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を埼玉県鴻巣市に置く。